



2026年5月21日放送

## 厚生労働省アワー 化学物質安全対策室の施策について

厚生労働省 医薬局 医薬品審査管理課 化学物質安全対策室  
台蔵 陽香

化学物質安全対策室の業務について、特に保健衛生の観点からみた家庭用品に関する施策を中心にお話いたします。

### 化学物質安全対策室の所管業務

さて、「化学物質」と聞いて、どのようなものを思い浮かべますか。工業用の薬品や農薬、より身近なものでは食品、医薬品、繊維製品、洗浄剤など、素材から加工品まで様々なものがあります。

このように、化学物質は産業を支え、また、生活に欠かせないものですが、時には健康などに有害な影響を及ぼすこともあります。化学物質を安全に使用するには、その性質を理解し、適切に管理・規制していくことが重要です。

当室では、化学物質を適切に管理・規制していくための施策を講じることを主な業務としており、3つの法律、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（略して、家庭用品規制法）」、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（略して、化審法）」、「毒物及び劇物取締法（略して、毒劇法）」を所管し、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（略して、化管法）」に関わり、これらの法律を運用することで化学物質が安全に使用されるための取組を行っています。

### 家庭用品規制法について

まず、家庭用品規制法に関する業務についてお話します。この法律では、衣類などの繊維製品、洗浄剤、エアゾール製品など、各種家庭用品に使用される化学物質による健康被害の防止を目的とし、家庭用品の規制をしています。現在、ホルムアルデヒドやメタノールな

ど 21 物質群を有害物質として定めており、それぞれの物質について対象となる家庭用品を指定した上で、有害物質の含有量、溶出量等についての基準と、それらを測定するための試験法を定めています。

自治体は、「試買検査」、つまり、市中にある家庭用品を購入して、検査することにより監視をしており、違反が判明した場合は、事業者による品質管理が強化されるよう、指導を行っています。また、必要に応じて、事業者に対し、回収命令や立入検査を行うことができます。自治体による検査は、年間 7,000 件近く行われています。当室では、自治体からの「試買検査」の結果の報告を集約し、厚生労働省のホームページで、検査件数及び違反件数を公表しています。

また、当室では、家庭用品に含まれる化学物質による皮膚障害や吸入事故などの健康被害について、関係団体の協力を得て情報の収集を行っており、その情報を毎年 12 月頃に「家庭用品に係る健康被害の年次とりまとめ報告」として公表し、注意喚起を図っています。皮膚障害としては、ネックレスや指輪などのアクセサリーや家庭用手袋などでアレルギー性接触皮膚炎を発症した事例、特に金属製品による皮膚障害の例が複数寄せられています。金属製品による皮膚障害は、金属が溶出して人体に触れることで発症すると考えられ、その対策としては金属製品が皮膚に接触しないよう衣服の上から装着することや、汗を大量にかく場合には金属製品を外すことなどが考えられます。金属製品に限りませんが、使用中に違和感が生じた場合には、直ちに使用を中止することが重要であり、必要に応じて医療機関を受診し、原因製品や原因物質を究明することも必要と考えられます。

吸入事故等については、住宅用・家庭用洗浄剤による気分不良や口内の違和感、殺虫剤による喉の違和感が生じたという事例があります。事業者による安全確保の取組も重要ですが、使用者も、使用上の注意をよく読み、必要に応じて保護用のメガネや手袋、マスクなどを用い、換気に留意して使用することが重要です。

家庭用品規制法には、「事業者の責務」が規定されており、事業者による製品の安全確保は重要です。加えて事故の未然防止という観点から、当室では事業者とともに、製品の品質及び安全性の向上に資するための取組を進めています。具体的には、平成 9 年に策定したガイドラインである「家庭用化学製品に関する総合リスク管理の考え方」に基づいて、製品の設計・製造から、使用・廃棄に至るまでの総合リスク管理の手順を定める「安全確保マニュアル」を各事業者が作成する際に参考となる「安全確保マニュアル作成の手引き」を作成しています。これまでに公表した手引きとしては、家庭用防水スプレー、家庭用芳香・消臭・脱臭剤、家庭用カビ取り・防カビ剤、家庭用不快害虫用殺虫剤、家庭用洗浄剤・漂白剤についてがあり、さらに、適宜、改訂も行っており、令和 7 年 10 月には、家庭用防水スプレーに係る手引きの第 4 版を公表しました。この改訂では、業界団体の自主基準と同様に防水スプレーの使用時にマスクを着用するよう製品に表示することを求めるなどの改訂が行われています。

## シックハウス（室内空気汚染）対策等

当室は、いわゆる「シックハウス問題」にも取り組んでいます。「シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会」を設置し、これまでにホルムアルデヒド等 13 物質の室内濃度指針値の設定と、それらの標準的測定方法の策定を行いました。室内濃度指針値は、「現時点で入手可能な毒性に係る科学的知見から、ヒトがその濃度の空気を一生涯にわたって摂取しても、健康への有害な影響は受けないであろうと判断される値」として算出されたものです。指針値は、化学物質の不必要な曝露を低減させ、それらが健康影響の危惧を起こすことなく安全かつ適正に使用されるように、関係者がシックハウス対策に取り組むに当たって、参考にしていただきたい値として設定しております。指針値はいくつかの法令や、業界団体の自主基準などにも引用され、活用されています。令和 7 年 1 月にはエチルベンゼンの指針値を改訂し、また、これまで複数の通知でお示ししてきた標準的測定方法を「室内空気中化学物質の測定マニュアル（統合版）」として統合し、公表しました。

なお、室内濃度が指針値を超えたからといって、必ずしも健康への有害な影響を生ずるわけではありません。

近年、柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするという相談が消費生活センター等に寄せられています。訴えには個人差があり、香りや体調の変化との因果関係は不明であるものの、このような声を踏まえ、厚生労働省を含む関係各省の協力のもと、消費者庁が中心となって啓発ポスターを作成し、啓発活動を行っています。香り付き製品の使用に関して、ご自身にとっては快適な香りでも、その感じ方には個人差があり、困っている方がいらっしゃることも認識していただいた上で、周囲へのご配慮をお願いいたします。

## その他の所管法

続いて、化審法、毒劇法、化管法について触れたいと思います。

化審法は、厚生労働省、経済産業省及び環境省の共管法令であり、人の健康や動植物の生息などに支障を及ぼすおそれのある化学物質による環境汚染を防止するため、化学物質に対する規制等を行っています。具体的には、化学物質の性状等に応じた規制措置を講じるために第一種特定化学物質などに指定する業務や新たに製造・輸入される化学物質に対する事前審査業務、上市後の化学物質の継続的な管理措置を目的とした製造・輸入数量の把握やリスク評価などの業務を行い、有害な化学物質による環境汚染を防ぐことにより、人の健康や動植物の生息などへの被害の防止につながるよう努めています。

毒劇法では、広く一般に流通している有用な化学物質のうち、主に急性毒性による健康被害が発生するおそれのあるものについて、毒物又は劇物として指定し、保健衛生上の観点から必要な規制を行なっています。具体的には、毒物劇物の製造業・輸入業・販売業について

登録義務を課し、取扱い・表示・事故の際の措置などについて規定を設けるほか、廃棄・貯蔵・運搬にかかる技術上の基準を定めています。これらの規制などにより、不適切な流通や、漏出、紛失といった事故を防ぎ、国民の健康被害の発生防止に努めています。

化管法では、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、特定の化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置や、事業者による特定の化学物質の性状及び取扱いに係る情報の提供に関する措置について定めています。厚生労働省は、本法を所管する経済産業省及び環境省とともに第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の選定に関わり、事業所所管省として所管業種に係る排出量・移動量の把握等を行っています。

### おわりに

冒頭述べましたように、化学物質は、私たち現代人が日々の生活を送るに当たり欠かすことのできないものですが、不適切な使用などにより健康や環境に悪影響を及ぼすことがあるのも事実です。当室では、国民の皆様がリスクとベネフィットのバランスを図りながら、化学物質との上手な付き合い方を実現できるよう取り組んでまいります。

今後ともより一層のご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。